

平成 29 年 7 月 18 日

## 公正取引委員会からの下請代金支払遅延等防止法に基づく勧告について

当社は、本日、公正取引委員会より、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）に基づく勧告を受けました。

これは、当社が下請事業者に製造委託及び情報成果物作成委託を行うに際して、①「一時金」として、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金額を差し引いていたこと、②単価の引下げ改定を行ったところ、単価の引下げの合意日前に発注した部品等について引き下げた単価を遡って適用することにより、下請代金の額から下請代金の額と発注後に引き下げた単価を遡って適用した額との差額を差し引いていたこと、および③「鉄材料価格変動差額処理」として、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金額を差し引いていたことが、下請法第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反すると判断されたものです。

同勧告は、下請事業者に対し、代金減額に該当する金額を速やかに支払うことを求めることをその内容に含みますが、上記の代金減額は、いずれも本年 6 月 26 日に申し立て、同 28 日に開始決定を受けた民事再生手続申立以前に生じたものであり、支払の可否・金額・時期については、原則として再生計画により定められることとなります。

当社としては、今後、今回の勧告を真摯に受けとめ、役職員に周知徹底するとともに、社内研修等を含む再発防止策を策定し、本件と同様の下請法違反行為が行われることがないよう、万全の体制を構築する所存です。

お取引先をはじめとする関係者の皆様には、ご迷惑とご心配をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

以 上